

訪問看護重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

担当	訪問看護ステーションあづみ 責任者：中村美和
電話番号	048-833-6650 (平日 午前9時～午後6時)

2. 事業所の概要

(1) 訪問看護事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	アズミメディケアセンター浦和訪問看護ステーションあづみ
所在地	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4 菖原実業浦和ビル1F
介護保険指定番号	1160190116 (指定北足立総第1077号)
サービスの種類	訪問看護
サービス提供地域	さいたま市（浦和区・中央区・桜区・緑区・南区） 川口市、戸田市、蕨市

(2) 同事業所の職員体制

①管理者（看護師）：1名

従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。

②看護師：常勤3名 非常勤5名以上

事業所の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画書及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また指示書に基づき訪問看護を行います。

③事務職員：1名

(3) 営業日・営業時間

月曜日～金曜日（午前9時～午後6時）

土曜・日曜・祭日および12月29日～1月3日は休業

3. サービスの内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

①病状・全身状態の観察 ②入浴介助、清拭、洗髪等による清潔ケア

③食事及び排泄等日常生活の看護

④医師の指示による医療処置（点滴・服薬・在宅酸素・人工呼吸器・胃ろう・留置カテーテル管理）褥瘡などの創処置、吸引 ⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア、緩和ケア ⑦メンタルケア ⑧療養相談、介護指導、相談

⑨認知症の看護 ⑩精神科看護 ⑪療養環境の調整と支援

4. 利用料金

(1) 利用料（介護保険）

要介護認定を受けられた方は、介護保険からの給付サービスを利用しますので、介護報酬の額に対し介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。

*1 単位×11.05円（地域区分3級地）にて料金を計算

*加算は別紙参照 *介護保険法の改定の際には料金変更となる場合があります

*特別指示書が出た場合には指示期間は医療保険での訪問となります。

<要介護>

サービス内容	算定回数等	単位	基本料金	自己負担額 例：(1割)
訪問看護 30 分未満	1回	471 単位	5,204 円	521 円
30 分以上 60 分未満	1回	823 単位	9,094 円	910 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1回	1128 単位	12,464 円	1,247 円

<要支援>

サービス内容	算定回数等	単位	基本料金	自己負担額 例：(1割)
訪問看護 30 分未満	1回	451 単位	4,983 円	499 円
30 分以上 60 分未満	1回	794 単位	8,773 円	878 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1回	1090 単位	12,044 円	1,205 円

1. 基本料金に対して、
早朝（午前 6 時～午前 8 時）夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25% 増し、
深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50% 増しとなります。
2. 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。

(2) 利用料（医療保険）

基本療養費+管理療養費	基本料金	自己負担額 例：(1割)
(月の初日) 5,550 円 + 7,670 円	13,220 円	1,322 円
(月の 2 日目以降、1 日につき) (週 3 日まで) 5,550 円 + 3,000 円	8,550 円	855 円
(週 4 日目以降) 6,550 円 + 3000 円	9,550 円	955 円

* 加算は別紙参照

(3) キャンセル料

ご利用者様のご都合で看護サービスを中止する場合、以下のキャンセル料がかかります。

① ご利用の 24 時間前までにご連絡頂いた場合	無料
② 上記以降にご連絡頂いた場合	基本料金の 70%

ただし、急病等の場合、キャンセル料はかかりません。

(4) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、看護サービス従業者が訪問するための交通費の実費が必要です。
医療保険は別紙記載。

(5) その他

1. サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者様の負担となります。
2. 料金の支払方法
毎月末締めとし、翌月 10 日以降に請求。口座引き落としとなります。

5. サービスの提供方針

1. 訪問看護の提供に当たり、主治の医師の指示のもと利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
2. 訪問看護の提供に当たり、職員の研修機会の確保・定期会議の開催・衛生管理・人事・財務・物

品管理等に関しては管理者の責任において実施します。

3. 事業の実施に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 高齢者虐待防止

事業所は、利用者の人格を尊重する視点にたった支援に努め、虐待の防止に必要な取り組みを行なえるよう職員に対して虐待防止を啓発・普及することなどを目的とした研修を実施します。

また、事業所は、サービス提供中に、指定居宅サービス事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を養護する者）による虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合は、実際の虐待有無やその認定に限らず速やかに市町村に通報する義務があります。

虐待防止のための指針を整備し、虐待防止責任者を定めます。＊責任者 中村美和（管理者）

7. ハラスメント対策

1. 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
2. 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
3. ハラスメントの内容の明確化及び方針の周知・啓発を行うと共に相談体制等必要な体制を整備します。＊責任者 中村美和（管理者）

8. 相談窓口・苦情の対応

1. サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で承ります。

- ・相談責任者 管理者 中村美和
- ・月曜日～金曜日 午前9時30分から午後18時00分
- ・電話番号 048-833-6650

2. 市町村及び国民健康保険団体連合会の相談窓口

さいたま市 (高齢介護課)	埼玉県国民健康保険団体連合会 (介護保険課) 048-824-2568
浦和区 048-829-6153 南区 048-844-7178	川口市 (介護保険課) 048-258-1110
中央区 048-840-6068 緑区 048-712-1178	戸田市 (長寿介護課) 048-441-1800
桜区 048-856-6178	蕨市 (介護保険室) 048-432-3200

9. 事故発生時の対応

1. サービス提供に際し、事故が発生した場合は、速やかに市町村、関係医療機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を行います。

2. サービス提供に際し利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。但し、利用者側に重大な過失がある場合は協議の上、損害賠償額を減額又は免責できるものとします。

10. 守秘義務及び秘密の保持

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの情報を保守するべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。但し、円滑にサービスを提供するために、主治の医師及び関係機関等に開示しなければならない情報については、事前に利用者または家族から文書にて同意を得た上で必要な個人情報を提供します。

11. 感染症対策、衛生管理

感染症対策について 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
4. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
5. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
6. 感染症流行状況に応じて訪問頻度や方法等の変更をすることが想定されますが、その際にはご説明のご連絡をさせていただきます

1 2. 業務継続に向けた取り組み

1. 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続 計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
4. 大災害発生時には通常の業務対応が困難になることが想定されます。その際は災害用伝言ダイヤル等で周知させていただきます。

1 3. 緊急時の対応

サービス提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

病院名・主治医	/	先生
連絡先	TEL :	
ご家族（関係）		
連絡先	TEL :	
連絡方法/備考		

<緊急時訪問看護加算申し込み> あり / なし / 検討

1 4. 運営法人の概要

名称	株式会社アズミコーポレーション
代表者氏名	代表取締役 小林英子
本社所在地	埼玉県川口市芝4-7-24
電話番号	048-261-5188
実施事業の概要	居宅介護支援事業・福祉用具貸与事業・訪問介護事業 訪問看護事業

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅サービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをおいいます。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して上記の通り重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

アズミメディケアセンター浦和 訪問看護ステーションあづみ
説明者

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

<事業者名>アズミメディケアセンター浦和訪問看護ステーションあづみ

<住 所>〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4

<法 人 名>株式会社アズミコーポレーション

<代表者名>小林英子 印

私は事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印